

令和6年7月19日14時00分
近畿地方整備局

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

株式会社石居設計に対して、建設コンサルタント登録規程に基づく登録停止措置を行いました。

詳細については、別添資料のとおりです。

<取扱い> 令和6年 7月19日 15時30分 解禁

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第二課

課長 今井 智 (内線6651)

課長補佐 池内 竜二 (内線6654)

電話 06-6942-1141(代表)

令和6年 7月19日
近畿地方整備局建政部

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を行いました。

記

1. 措置対象業者

商号：株式会社石居設計
登録番号：建1-5396
代表者：代表取締役 石居 信子
所在地：滋賀県彦根市野瀬町37-1

2. 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

1) 登録停止期間

令和6年8月1日から令和6年8月30日までの30日間

2) 登録停止対象部門

河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、上水道及び工業用水道部門、下水道部門、農業土木部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門

3. 措置理由

令和2年11月から令和5年9月までの期間において、契約履行していない架空の業務14件をテクリス登録し、そのうち入札参加資料に虚偽記載がありながら、入札参加した案件が2件、契約に至った案件が1件確認された。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

(参考) 建設コンサルタント登録業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準

<https://www.mlit.go.jp/common/000149435.pdf>